

資料 1 帳票レイアウト

77		課税		NNNN 領収済通知書										 通帳及び料金を 加入者専用印	
加入者名		NNNNNNNNNN NNNNNNNNNN NNNNNNNNNN		口座記号 番号		XXXXXXXXXXXXXXXXXX		金額		ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZZ		円			
収納機関 番号		XXXXXX		納付番号		XXXXXXXXXXXXXXXXXX		建替番号		XXXXXX		納付区分		XXXX	
納期期限		NNZ9NZ9NZ9N		NNNN 年度		NNNN		NNNNNNNNNNNNNNNN		OCR-ID		XX			

[illegible]

NNNN		納付書(原付)兼込金受領証	 通達社送料金 加入者負担 公	payeasy
加入者名	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	納入者氏名		
口座記号	XXXXXXXXXXXXXXX	納付番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
番	XXXXXXXXXXXXXXX	確定番号	XXXXXXXX 納付区分 XXX	
目	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	税	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	
期限	NNZ9NZ9NZ9N	金額	ZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9 ¥	
延滞金	¥	合計金額	¥	
納付者氏名	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	納付内容	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	
(任意欄に印字してください)	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	所管事務場所	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	
取扱いとさせていただきます	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	領収日付印		
取りまとめ店	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN			
C/S取組代行会社	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN			
の受領は本方に書いてください。	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN			

[illegible][illegible]

77		課税		NNNN 領収済通知書										 PayEasy 通帳及び料金を 加入者専用			
加入者名		NNNNNNNNNN		口座記号番号		XXXXXXXXXXXXXXXXXX				金額		ZZ,ZZZ,ZZZ,ZZZ 円					
収納機関番号		XXXXXX		納付番号		XXXXXXXXXXXXXXXXXX				建替番号		XXXXXX		納付区分		XXXX	
納期		NNZ9NZ9NZ9		NNNN 年度		NNNN				NNNNNNNNNNNN		OCR-ID		XX			

[illegible][illegible][illegible][illegible]

[illegible]

XXXXXXXX委託業者管理番号XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXX委託業者管理番号XXXXXXXXXXXX

```

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

```

NN

あなたの自動車税は下記のとおりです。
 つきましては、先に依頼のありました下記預金口座から、 **NNZ9NNZ9NNZ9N** に
 振替えさせていただきますので、口座残高の確認をお願いします。

[illegible]

金 融 機 関 名	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
預 金 種 別	NNNNNNNNNN
口 座 番 号	XXXXXXXX
	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

納税者番号 XXXXXXXXXX

[illegible][illegible]


```

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN  N

```

N N N N N N N N N N N N N N N N N N
 N N N N N N N N N N N N N N N N N N
 N N N N N N N N N N N N N N N N N N
 N N N N N N N N N N N N N N N N N N
 N N N N N N N N N N N N N N N N N N
 N N N N N N N N N N N N N N N N N N

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

NNZ9NZ9NZ9N

NN

公印

NN

N
N
N

N
N
N

N
N
N

[illegible]

NNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

[illegible]

身体障害者等に対する 令和8年度自動車税減免申請書(継続用)

登録番号	
障害者	住所
氏名	氏名
生年月日	年 月 日生 歳
住所	住所
氏名	氏名
運転者	運転者との続柄
有効期限	年 月 日まで有効
障害者帳	※障害名・等級(程度)に変更がある場合のみ記載してください。 変更年月日 年 月 日 級 → 級 変更内容 [(障害名等)]
使用目的	通院 通学 通所 通勤 生業 一時帰省 日常生活

自動車使用目的等証明(確認)欄

上記障害者は、上記自動車を使用して、次のとおり継続的に使用しており、今後も引き続き、次のとおり継続的に使用することを見込みであることを証明します(次の②の場合) 確認しました。
①(通院・通学・通所・通勤・生業・病院又は施設からの一時帰省)のために、週1回又は月4回以上使用
②日常生活のために、週1回程度使用

証明機関	年 月 日
証明機関所在地	電話番号() -
証明(確認)者	印
(確認方法)	

- ※ 上記①又は②のうち、いずれが該当する方を○で囲んでください。
また、①の場合は、() 内の該当する用途を○で囲んでください。
- ※ 「生業」又は「日常生活」の場合は、民生委員の証明(確認)になります。
(「証明機関」欄には、担当している市町名、地区名を記入してください。)
- ※ 「日常生活」の場合は、「証明(確認)者」欄に確認方法を記入してください。
(例:「申出人からの聞き取り」、「かがわ思いやり」駐車場利用証」など)
※ 上記の要件を満たさない場合、減免を受けることはできません。

申請期限 5月27日 必着

修正あり

T08

KVJOU
R8.3

＜切り取り線＞

- ※ 右記の減免申請書を期限内に提出し、承認された場合に限り、本年度の自動車税が減免されます。承認通知書は、6月下旬頃に送付する予定です。
- ※ 納税通知書は5月上旬に全ての納税義務者に送付します。減免の継続を希望される方は右記申請書を提出し、承認通知書が届くのを待ちください。なお、減免対象自動車の税額が減免上限額を超える場合、納付書を同封しておりますので、納期限までに納付してください。
- ※ 車検を受ける際、減免が認められ、減免上限額を超える額が完納されていれば、原則、納税証明書は必要ありません。
ただし、納期限から6月中旬頃までの間及び減免上限額を超える額を納付した後すぐに車検を受ける場合は、納税証明書の交付が必要となる場合がありますので、香川県県税事務所までお問い合わせください。

郵便はがき

料金受取人払郵便

7 6 0 - 8 7 9 0

2 2 5

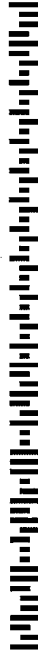
高松市松島町一丁目17番28号

香川県県税事務所自動車税課
行

高松中央局
承認

4397

差出人有効期限
令和8年5月
27日まで



香川県県税事務所長 殿
香川県県税条例第91条の3の規定に基づき、裏面のとおり令和8年
度自動車税の減免を申請します。

【申請者】（このハガキの宛名人）

住所

氏名

日中の連絡先（TEL）

- - -

※ 減免申請しない方は下記の枠内のみ記載して返送してください。

下記の理由により令和8年度自動車税の減免申請をしません。

理由：

記入者住所

氏名

申請者（このハガキの宛名人）との続柄

日中の連絡先（TEL）

- - -

身体障害者等に対する自動車税の減免申請について

あなたが所有（使用）している表記の自動車は、令和7年度
の自動車税が減免されていますが、引き続き令和8年度も減免
を受ける場合は、下記の要領により継続用申請書（返信用はが
き）を申請期限までに提出してください。

なお、申請書が期限までに提出されない場合は、減免を受け
ることができませんので、注意してください。

郵便事故等による不到達・遅延の責任は負いかねますので、
ご了承ください。

【申請要領】

1 記入欄

全ての欄に記入してください。「自動車使用目的等証明（確
認）」欄には、証明（確認）が必要です。記入もれ、押印も
れがあった場合は、申請が無効となります。

2 申請期限

令和8年5月27日（郵送・持参いずれも必着）
（事務処理の都合上、なるべく5月14日までに提出してく
ださい。）

3 注意事項

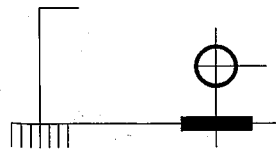
(1)自動車又は納税義務者等が変更になる場合は、新たに減免
申請手続きが必要になりますので、直ちに県税事務所までご
連絡ください。

(2)住所、氏名、運転者、障害等級等に変更がある場合は、別
途書類の提出をお願いすることになりますので、「香川県電
子申請・届出システム」からご提出いただくか、
県税事務所までご連絡ください。



※ 継続して減免申請しない方は、はがき表面下部にある枠内
のみ記入し、返送してください。

香川県県税事務所 自動車税課 電話 (087) 806-0314



身体障害者等に対する自動車税(種別割)減免の
現況確認を実施しますので、必ずご回答ください。

回答期限 令和7年8月29日(金)

〒760-0068
香川県高松市松島町1丁目17番28号
(香川県高松合同庁舎内)
香川県県税事務所 自動車税課
TEL 087-806-0314

身体障害者等に対する自動車税(種別割)減免現況確認書(令和7年度)

登録番号

下記について、□に✓印のうえ下線部に記載をお願いします。

1 現在、本人の運転免許証は

☐ 有効 年 月 日まで有効

☐ 更新予定  有効期限が令和8年3月31日以前の場合

☐ 更新しない予定 いずれかに✓印を記入してください。

☐ 無効(返納) 年 月 日まで有効

2 申請(届出)した身体障害者手帳等の等級や障害の内容に変更がある場合のみ記入してください。

年 月 日変更

→障害名 級 → 級

3 その他 下記に該当する場合は県税事務所までご連絡ください

☐ 上記の車を手放した

※新たに取得する車で減免を受けたい場合は県税事務所に事前にご相談ください。

☐ 障害者本人が運転しない

※ご本人が運転しない場合でも減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。

☐ 障害者本人が死亡した 死亡年月日 年 月 日

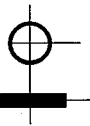
納税義務者(回答者) 記入日 年 月 日
住所

氏名

昼間の連絡先(TEL) - -

修正あり

T09



郵便はがき

760-8790

225

料金受取人私郵便

高松中央局

承認

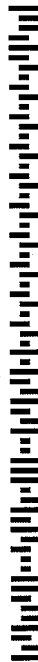
2429

差出人有効期限
令和8年3月
31日まで

高松市松島町1丁目17番28号

香川県県税事務所自動車税課

行



回答期限 令和7年8月29日(金)

- ☐ 回答に漏れはありませんか
- ☐ 納税義務者（回答者）の記名はありませんか
- ☐ 連絡先は携帯電話など平日昼間に連絡できる番号ですか
- ☐ 回答面に個人情報保護シールを貼りましたか

身体障害者等に対する自動車税(種別割)減免の現況確認について

- これは、令和7年度自動車税（種別割）を減免した車について、令和8年度も引き続き減免の対象となるかどうかを確認するものです。

内容をご確認のうえ、必ずご回答ください。

- 期限までに「現況確認書」（左側のはがき）のご回答がない場合は、来年度の減免を受けることができませんのでご注意ください。

回答期限 令和7年8月29日(金)

1 回答の方法

この用紙の左半分にある現況確認書（はがき）に必要事項をご記入の上、破線部分を切り取り個人情報保護シールを貼って上記回答期限までに香川県県税事務所へご返送ください。

香川県電子・届出システムを利用してオンラインでも回答可能です。

※オンラインで回答する場合、はがきの提出は不要



オンラインでの回答はこちら→

2 注意事項

- ① 回答内容により、追加で資料の提出を依頼する場合があります。
- ② 提出後、状況が変わった場合はご連絡ください。
- ③ 令和8年4月1日現在で要件に該当しない場合（運転免許失効、車検切れ等）は、令和8年度の減免は受けられません。
- ④ 継続予定通知は、令和8年5月上旬頃に発送いたします。

KVJ2U
R6.6

R7.6

日付けの確認をお願いします

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

〔延滞金の計算方法〕

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 (延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に 満たない場合に適用)
納期限の翌日から 1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1%
納期限の翌日から 1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。
 ※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。
 ※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

Pay-easy（ペイジー）の利用方法



1. 県が指定する金融機関のインターネットバンキングまたはATMのメニューから「税金・各種料金払込み」を選択してください。
2. 表面に記載のある「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を画面の指示に従って入力してください。
3. 納付内容が表示されますので、内容を確認してください。
4. 内容が正しければ「支払う」等を選択し、インターネットバンキングの場合は納付完了です。ATMの場合は画面の指示に従って、キャッシュカードの挿入あるいは現金を投入してください。

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないように特にご注意ください。
 また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)
 この場所には何も記載しないでください。

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
 - この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
 - この払込みの際、法令等に基づき、依頼人様（および代理人様）の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
 - ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこと、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。
 - この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。
 なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。
- ※ゆうちょ銀行・郵便局では領収証書に換えて払込金受領証が交付されます。

課税の根拠

地方税法第72条の2、香川県条例第1条

※税率

区 分	事 業 の 主 な 種 類	税率
第1種事業	物品販売業、製造業、運送業、不動産貸付業、駐車場業、娯楽業、飲食店業、消費業などの加工業37業種	5/100
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	4/100
第3種事業	医薬、弁護士業、司法書士業、設計監督者業、理・美容業、コンサルタント業などの自由業28業種 あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医療に類する事業、装師業	5/100 3/100

納期限までに納付しなかった場合の措置

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

不服がある場合

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に審査請求をすることができます。
 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経なくても、処分の取消しの訴えを提起することができます。

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

〔延滞金の計算方法〕

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 (延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に 満たない場合に適用)
納期限の翌日から 1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1%
納期限の翌日から 1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。
 ※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。
 ※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

- ① 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

納付場所

■金融機関

- 全国の百十四銀行、みずほ銀行
- 全国のゆうちょ銀行、郵便局
- 香川県内の各銀行（あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行及び三井住友信託銀行を除く）、各信用金庫、県信用組合、労働金庫、県信連及び県農協、西日本信連
- 上記のほか、全国のeLQRに対応する金融機関
 ※全国のeLQRに対応する金融機関については、地方税お支払サイトの「よくあるご質問」をご確認ください。

■全国のコンビニエンスストア（50音順）

くらしハウス/スリーエイト/生活彩家/セイコマート
 セブンイレブン/タイエー/デイリーヤマザキ/ニューヤマザキ
 デイリーストア/ハセガワストア/ハマナスクラブ/ファミリーマート/ポプラ/ミニストップ/ヤマザキスペシャル
 パートナershopp/ヤマザキデイリーストア/ローソン

■MMK設置店

株式会社しんさん情報サービスの下記ホームページ「MMK設置店リスト」を参照ください。
<https://www.shinkin-sis.co.jp/mmkt/>

■香川県県民税事務所 総務課（香川県高松市松島町1-17-28）

TEL：087（806）0304-0306